

○国立大学法人埼玉大学事務組織規程

〔平成16年4月1日〕
規則第93号

改正	平成16. 7. 1	16規則156	平成16.10. 1	16規則173
	平成17. 1. 1	16規則189	平成17. 3.10	16規則212
	平成17. 6.30	17規則3	平成17. 6.30	17規則4
	平成18. 4. 1	18規則33	平成18. 6. 8	18規則113
	平成19. 1.22	18規則138	平成19. 4. 1	19規則1
	平成20. 7. 1	20規則61	平成20. 8. 7	20規則85
	平成21. 4. 1	20規則136	平成22. 4. 1	22規則21
	平成22.10.28	22規則52	平成23. 3.31	22規則82
	平成24. 3.29	23規則33	平成24.11.22	24規則50
	平成25. 5. 6	25規則1	平成25. 9.30	25規則16
	平成26. 3.28	25規則58	平成27. 5.20	27規則9
	平成27. 6.25	27規則11	平成27. 9.24	27規則23
	平成28. 3.29	27規則81	平成28. 9.29	28規則9
	平成29. 3.16	28規則38	令和2. 3.26	元規則43
	令和2. 3.27	元規則69	令和2. 4.23	2規則1
	令和2. 5.28	2規則8	令和3.10.28	3規則13
	令和4. 3.17	3規則41	令和5. 3.16	4規則62
	令和5. 6.23	5規則17		

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第13条第2項及び第13条の2第2項の規定に基づき、事務局の組織及び所掌事務について必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 事務局に経営企画推進課並びに総務部、研究・連携推進部、財務部及び学務部を置く。

2 総務部に次の課を置く。

総務課

人事課

情報基盤課

広報渉外課

3 研究・連携推進部に次の課を置く。

研究推進・国際連携課

産学官連携・ダイバーシティ推進課

図書情報課

4 財務部に次の課を置く。

財務課

経理課

施設管理課

5 学務部に次の課及び室を置く。

教育企画課

入試課

学生支援課

留学・国際交流課

大学院人文社会科学研究科支援室

教育学部支援室

大学院理工学研究科支援室

(事務局長)

第3条 事務局に事務局長を置き、役職員をもって充てる。

(事務局の部長等)

第4条 部に部長を置き、職員をもって充てる。

2 課及び室に課長、室長又は事務長を置き、職員をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、課及び室に主幹を置くことができる。

4 主幹は、職員をもって充てる。

(事務局長等の職務)

第5条 事務局長は、学長の監督の下に事務局の事務を掌理する。

2 部長並びに課長、室長、主幹及び事務長は、それぞれ上司の命を受けてその部又は課若しくは室の事務を処理する。

(課及び室の組織)

第6条 課及び室の組織については、事務局長が別に定める。

(経営企画推進課)

第7条 経営企画推進課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 大学運営に係る企画、調整及び推進に関すること。

(2) 大学運営のためのインスティテューショナル・リサーチに係る企画、立案及び統括に関すること。

(3) デジタルトランスフォーメーションの推進等による業務の合理化、効率化及び機能の高度化に係る計画の企画、立案及び推進に関すること。

(4) その他経営企画推進課の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(総務課)

第8条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 大学の事務の総括及び連絡調整に関すること。

(2) 渉外（広報渉外課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

(3) 危機管理に関すること。

(4) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

(5) 公益通報に関すること。

(6) 全学的な儀式その他諸行事に関すること。

- (7) 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の会議に関する事。
- (8) 中期計画の作成及び年度計画の立案に関する事。
- (9) 大学評価及び外部評価に関する事。
- (10) 大学改革並びに大学の将来構想の企画及び立案に関する事。
- (11) 学則その他諸規則の制定、改廃及び審査に関する事。
- (12) 事務組織及び教育研究組織の設置改廃に関する事。
- (13) 調査統計その他諸報告に関する事。
- (14) サテライトキャンパス（大学院人文社会科学研究科支援室の所掌に係るものを除く。）に関する事。
- (15) 公印の管守に関する事。
- (16) 公文書等の発受、整理及び保存に関する事。
- (17) その他他の部、課及び室の所掌に属さない事務に関する事。

（人事課）

第9条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事の事務の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 役員報酬及び退職手当に関する事。
- (3) 教職員の採用及び異動に関する事。
- (4) 教職員の給与及び退職手当に関する事。
- (5) 教職員の懲戒及び服務に関する事。
- (6) 教職員の研修に関する事。
- (7) 教職員の安全衛生に関する事。
- (8) 教職員の人事考課に関する事。
- (9) 教職員の労働保険に関する事。
- (10) 共済組合に関する事。
- (11) 労働組合に関する事。
- (12) 教職員の栄典及び表彰に関する事。
- (13) 名誉教授の称号授与に関する事。
- (14) 教職員の人事記録に関する事。
- (15) その他人事の事務に関する事。

（情報基盤課）

第10条 情報基盤課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 情報倫理及び情報セキュリティに関する事。
- (2) 全学的な情報基盤及びネットワーク並びに教育システムの整備及び管理運用に関する事。
- (3) 情報化推進に関する事。

- (4) グループウェアの管理運用に関すること。
 - (5) その他情報メディア基盤センターの目的を達成するために必要な支援に関すること。
- (広報渉外課)

第 1 1 条 広報渉外課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報に関すること。
 - (2) 社会連携に関すること。
 - (3) 卒業生等との連携事業等に関すること。
 - (4) 埼玉大学基金に関すること。
 - (5) その他広報及び渉外に関すること。
- (研究推進・国際連携課)

第 1 2 条 研究推進・国際連携課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究に係る事務の総括及び連絡調整に関すること。
 - (2) テニユアトラック教員の支援に関すること。
 - (3) 科学研究費助成事業その他研究助成金等に関すること。
 - (4) 受託研究及び奨学寄附金の受入れ及び契約に関すること。
 - (5) 研究員（留学・国際交流課の所掌に係るものを除く。）の受入れに関すること。
 - (6) 研究機構に係る事務の総括及び連絡調整に関すること。
 - (7) 放射線障害の防止、動物実験及び遺伝子組換え実験等に関すること。
 - (8) 研究機構に置く各センター等（産学官連携・ダイバーシティ推進課の所掌に係るものを除く。）に関すること。
 - (9) 研究の国際化の推進に関すること。
 - (10) その他他の部、課及び室の所掌に属さない研究に係る事務に関すること。
- (産学官連携・ダイバーシティ推進課)

第 1 3 条 産学官連携・ダイバーシティ推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) オープンイノベーションセンターに関すること。
- (2) 先端産業国際ラボラトリーに関すること。
- (3) リサーチ・アドミニストレーターオフィスに関すること。
- (4) 産学官連携（受託事業及び利益相反に関することを含む。）に関すること。
- (5) 共同研究の受入れ及び契約に関すること。
- (6) 知的財産に関すること。
- (7) ダイバーシティ推進センターで企画立案又は実施する事業の支援及び連携調整に関すること。
- (8) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく輸出管理に関すること。

(9) その他産学官連携及びダイバーシティ推進に係る事務に関すること。

(図書情報課)

第14条 図書情報課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館資料の選定、受入れ、登録及び製本に関すること。
- (2) 図書館資料の整理及び保管に関すること。
- (3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (4) 閲覧室及び書庫の運用に関すること。
- (5) 参考調査及び文献複写に関すること。
- (6) 図書館資料の他機関等との相互協力に関すること。
- (7) 図書館の利用案内及び広報に関すること。
- (8) 図書館情報システムの管理に関すること。
- (9) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (10) その他図書館に関すること。

(財務課)

第15条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の財務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 資金運用計画等財務運営の企画及び立案に関すること。
- (3) 会計諸規則に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 予算の学内配分に関すること。
- (6) 財務諸表の作成に関すること。
- (7) 不動産の管理に関すること。
- (8) 職員宿舍の管理に関すること。
- (9) 環境美化に関すること。
- (10) 防火防災に関すること。
- (11) 学内の警備に関すること。
- (12) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (13) その他他の部、課及び室の所掌に属さない会計事務に関すること。

(経理課)

第16条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 収入及び支出に関すること。
- (2) 金銭の管理に関すること。
- (3) 有価証券の管理に関すること。
- (4) 債権の管理に関すること。
- (5) 所得税等の徴収及び納付に関すること(人事課の所掌に係るものを除く。)

- (6) 予算経理に関すること。
 - (7) 物品（図書情報課の所掌に係るものを除く。次号から第10号まで同じ。）及び役務（施設管理課の所掌に係るものを除く。）の調達に関すること。
 - (8) 物品の検収に関すること。
 - (9) 物品の管理に関すること。
 - (10) 物品のリユースに関すること。
 - (11) 軽微な工事契約に関すること。
 - (12) 教職員の研修及び出張に関すること。
 - (13) 公用車の管理に関すること。
 - (14) その他経理の事務に関すること。
- （施設管理課）

第17条 施設管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設整備並びに公害防止の総括及び連絡調整に関すること。
 - (2) 施設マネジメントに関すること。
 - (3) 施設の整備計画及び維持保全計画に関すること。
 - (4) 環境整備に関すること。
 - (5) 工事に係る企画及び予算案の準備に関すること。
 - (6) 工事契約に関すること（経理課の所掌に係るものを除く。）。
 - (7) 工事に係る役務の調達に関すること。
 - (8) 設計監理業務の委嘱に関すること。
 - (9) 工事の設計、積算、施工、監督及び検査に関すること。
 - (10) 給排水、ガス、空気調和設備、電気、電話通信設備等の維持保全に関すること。
 - (11) 給排水、ガス、空気調和設備、電気、電話通信設備等の維持保全に係る役務の調達に関すること。
 - (12) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
 - (13) その他施設の整備等に係る事務に関すること。
- （教育企画課）

第18条 教育企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育企画室で企画立案する事業及び教育推進室で実施する事業の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 基盤教育研究センター、英語教育開発センター及び日本語教育センターに関すること。
- (3) 教員養成支援センターで企画立案・実施する事業の総括及び連絡調整に関すること。

- (4) 障がい学生支援室に関する事。
 - (5) 教育機構に係る事務の総括及び連絡調整に関する事。
 - (6) 教務事務の総括及び連絡調整に関する事。
 - (7) 学生の修学指導の連絡調整に関する事。
 - (8) 教育機構が開設する授業科目に関する事。
 - (9) 学籍管理に関する事。
 - (10) 大学開放授業及び高大連携講座に関する事。
 - (11) 教務事務システムに関する事。
 - (12) 教職課程認定に関する事。
 - (13) その他他の部、課及び室の所掌に属さない教育機構の事務に関する事。
- (入試課)

第19条 入試課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜の総括及び連絡調整に関する事。
 - (2) アドミッションセンターに関する事。
 - (3) 個別学力検査の実施及び連絡調整に関する事。
 - (4) 大学入学共通テストに関する事。
 - (5) 入試管理システムに関する事。
 - (6) 入学者選抜方法の改善に係る調査統計資料の収集に関する事。
 - (7) その他入学者選抜に係る事務に関する事。
- (学生支援課)

第20条 学生支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) キャリアセンターで企画立案・実施する事業の総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 学生生活支援室で企画立案・実施する事業の総括及び連絡調整に関する事。
- (3) 保健センターに関する事（人事課の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 学生の生活支援及び就職支援の総括並びに連絡調整に関する事。
- (5) 学生生活相談に関する事。
- (6) 学生の就職支援に関する事。
- (7) インターンシップに関する事。
- (8) 学生の表彰及び懲戒に関する事。
- (9) 授業料等の免除及び徴収猶予に関する事。
- (10) 奨学金に関する事。
- (11) 学生宿舎の管理運営に関する事。
- (12) 学生の福利厚生施設及び課外活動施設に関する事。

- (13) 学生の課外教育に関すること。
- (14) その他学生の生活支援及び就職支援の事務に関すること。
(留学・国際交流課)

第21条 留学・国際交流課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際本部及び国際企画室で企画・立案、推進する事業の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 海外の大学等との学術交流・学生交流協定の締結・更新に関すること。
- (3) 戦略的な留学交流プログラムの開発・導入の支援に関すること。
- (4) 本学の国際化関連情報の発信に関すること。
- (5) 外国人留学生に係る支援に関すること。
- (6) 国際交流会館の管理運営に関すること。
- (7) 学生の海外派遣に係る支援に関すること。
- (8) 留学交流プログラムに係る支援に関すること。
- (9) 留学交流に係る地域との連携に関すること。
- (10) 外国人留学生同窓生等との連携に関すること。
- (11) その他留学及び国際交流に関すること。
(学部支援室及び研究科支援室)

第22条 教育学部支援室においては教育学部及び教育学研究科に係る次の事務を、大学院人文社会科学研究科支援室においては教養学部、経済学部及び人文社会科学研究科に係る次の事務並びに人文社会科学研究科の授業利用に係るサテライトキャンパスに係る事務を、大学院理工学研究科支援室においては理学部、工学部及び理工学研究科に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 教授会その他の会議に関すること。
- (2) 教職員の人事に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (5) 入学者選抜及び学期試験その他の試験に関すること。
- (6) 入学及び卒業に関すること。
- (7) 授業計画並びに教育課程の選択及び履修に関すること。
- (8) 教育職員免許状に関すること。
- (9) その他各学部及び研究科に係る事務に関すること。
(附属学校の事務室)

第23条 附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の事務室においては、各附属学校に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 庶務及び会計に関すること。

(2) その他附属学校の事務に関すること。

2 前項に定めるもののほか、附属小学校事務室においては、附属幼稚園に関する事務をつかさどるものとする。

第24条 この規程に定めるもののほか、事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 7. 1 16規則156）

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成16.10. 1 16規則173）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17. 1. 1 16規則189）

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17. 3.10 16規則212）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 6.30 17規則3）

この規程は、平成17年6月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17. 6.30 17規則4）

この規程は、平成17年6月30日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則33）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 6. 8 18規則113）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19. 1.22 18規則138）

この規程は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則1）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 7. 1 20規則61）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則85）

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21. 4. 1 20規則136）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学事務改善タスクフォース要項（平成19年1月22日事務局長裁定）は、廃止する。

附 則（平成22. 4. 1 22規則21）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22.10.28 22規則52）

この規程は、平成22年10月28日から施行する。

附 則（平成23. 3.31 22規則82）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学事務分掌規程（平成16年規則第94号）は、廃止する。

附 則（平成24. 3.29 23規則33）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24.11.22 24規則50）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25. 5. 6 25規則1）

この規程は、平成25年5月6日から施行し、平成25年3月31日から適用する。

附 則（平成25. 9.30 25規則16）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26. 3.28 25規則58）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 5.20 27規則9）

この規程は、平成27年5月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27. 6.25 27規則11）

この規程は、平成27年7月16日から施行する。

附 則（平成27. 9.24 27規則23）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28. 3.29 27規則81）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 9.29 28規則9）

この規程は、平成28年9月29日から施行し、平成28年9月15日から適用する。

附 則（平成29. 3.16 28規則38）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3.26 元規則43）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3.27 元規則69）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 4.23 2規則1）

この規程は、令和2年4月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和 2. 5. 28 2 規則 8）

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3. 10. 28 3 規則 13）

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4. 3. 17 3 規則 41）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5. 3. 16 4 規則 62）

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学業務改善推進室要項（平成 27 年 6 月 29 日事務局長裁定）
は、廃止する。

附 則（令和 5. 6. 23 5 規則 17）

この規程は、令和 5 年 6 月 23 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。